

関係法規	施行日	具体的内容	備考
労働基準法	未定 (法案審議中)	<p>【労働時間、休憩時間、休日等の規制】</p> <p>①労働時間の延長の上限 ・36協定による労働時間の延長に上限を規定（特別条項は月60時間以内、年間720時間、またさらに延長ができる時間数として100時間未満）</p> <p>②インターバル規制の導入 ・始業後24時間を経過するまでに、一定時間以上の継続した休憩時間の付与を義務化</p> <p>③週休制の確保 ・4週4日の変形週休制の導入について、労使協定を要件化</p> <p>④事業場外みなし労働時間の明確化 ・判例を基に、適用条件を明確化</p> <p>⑤裁量労働制の要件の厳格化 ・使用者が健康管理時間を把握・記録し、4上限の範囲内とする措置をとることを導入の要件化</p> <p>【実効性の担保】</p> <p>⑥労働時間管理簿</p>	<p>・②⑥について新たに罰則を規定</p> <p>②は6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金</p> <p>⑥は30万円以下の罰金</p> <p>①③～⑤は既存の規定で対処</p>
雇用保険法	H29.4.1	<p>【雇用保険料率の引下げ】</p> <p>平成29年度の雇用保険率については、雇用情勢の改善が進み、平成27年度末の積立金残高が6兆円超となったことから、引き下げることとし、一般の事業0.9%（1000分の9＝失業等給付1000分の6、雇用保険二事業1000分の3）農林水産・清酒製造の事業で1.1%（1000分の11）、建設の事業で1.2%（1000分の12）となる</p>	<p>・一般の事業所 本人負担→3/1000 事業主負担→6/1000</p> <p>・建設の事業所 本人負担→4/1000 事業主負担→8/1000</p> <p>※4月支給時の給与分より適用</p>
育児・介護休業法	H29.10.1	<p>【育児休業期間の改正】</p> <p>原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合等に限り、さらに6カ月（2歳まで）の再延長を可能とすることとした</p> <p>労働者は、その養育する1歳6か月から2歳に達するまでの子について、次のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができることになる</p> <p>①当該申し出に係る子について、当該労働者またはその配偶者が、当該子が1歳6か月に達する日（1歳6カ月到達日）において育児休業をしている場合</p> <p>②当該子の1歳6カ月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められると厚生労働省令で定める要件に該当する場合</p>	<p>・就業規則(育児・介護休業規程)の改定が必要</p>
健康保険法	H29.3.1	<p>【保険料率の変更】</p> <p>①介護保険料率の変更 平成29年3月1日からの40～64歳までの介護保険2号被保険者に係る介護保険料は、協会管掌健康保険（協会けんぽ）の場合は「1000分の16.5」となった。（労使折半） 組合管掌健康保険の場合は、健康保険組合ごとに介護保険料率が決定されるため、確認のこと</p> <p>②保険料率の変更 協会けんぽの保険料率は、平成29年3月分（4月納付）から、一部の都道府県を除き変更されることになった。全国平均は「1000分の100（10%）」で据え置きとなったが、都道府県ごとの医療費差が反映され（激変緩和措置の適用あり）、平成29年度の都道府県単位保険料率は、前年度より上がる支部、下がる支部、据え置く支部が存在することとなった。 なお、任意継続被保険者に係る都道府県単位保険料率は、平成29年4月分（4月納付）から変更となる。</p>	<p>改正後の介護保険料率（1000分の16.5）による介護保険料の徴収は、3月分（4月納付）から変更されることになる。</p> <p>なお、賞与に関しては、平成29年3月以後に支払われる賞与から改正後の介護保険料率が適用されることになる</p> <p>据え置き：栃木県、広島県、徳島県</p>
国民年金保険 厚生年金保険	H29.4.1 H29.8.1	<p>【短時間労働者の適用拡大】</p> <p>・昨年10月より、特定適用事業所（被保険者数501人以上、給与月額88,000円以上、所定労働時間が1週20時間以上など）の要件を満たした場合、社会保険に加入することとなりましたが、H29.4.1より、労使で合意すれば(合意事業所)、500人以下の事業所でも社会保険への加入が可能となりました。（労使協定の締結が必要）</p> <p>【受給資格期間の短縮に係る改正】</p> <p>国民年金の老齢基礎年金は、</p> <p>①保険料納付済期間または保険料免除期間を有する者が、</p> <p>②65歳に達したときに、</p> <p>③保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある場合に支給されることになっている。</p> <p>今回の改正によって、この「25年」の受給資格期間が「10年」に短縮されることになり、厚生年金保険の老齢厚生年金についても同様に、受給資格期間は「10年」に短縮になった。</p> <p>これにより、これまで、受給資格期間の要件を満たすことができなかったことにより老齢基礎年金や老齢厚生年金の支給を受けることができなかった高齢者に対して、老齢基礎年金や老齢厚生年金が支給されることになる。</p> <p>なお、受給資格期間の「10年」は、受給権を取得するために最低限必要な加入期間ということであり、受給資格期間の「10年」を満たしたからといって、満額の老齢基礎年金が支給されるわけではない。</p> <p>・満額の老齢基礎年金の額（保険料納付期間480カ月）＝77万9300円 ・保険料納付期間が10年の老齢基礎年金額＝19万（77万9300円×120月÷480月）</p>	<p>※合意事業所となると、加入を拒む労働者も含めて加入することとなりますので注意が必要です。</p> <p>今回の改正による「10年」の短縮措置が適用される年金と適用されない年金がある</p> <p>【適用される年金】</p> <p>・老齢基礎年金 ・寡婦年金 ・老齢厚生年金</p> <p>【適用されない年金】</p> <p>・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金など</p>